

前略 いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

一年間の税金の納付予定月についてまとめてみました

個人事業者の方、不動産所得のある方、給与を2ヶ所以上からもらわれたり、個人年金や公的年金のある方等々の確定申告が今年も3月15日で完了いたしました。
 所得税や消費税といった多額の税金の納付がこの時期に一度にやってきます。納税される皆様、(私も含め)大変気が重く、資金の準備が大変な時期です。
 当事務所でも約100名の方の確定申告をさせていただきました。
 今後の納税の予定表を作成しましたので、ご準備くださいますようお願いいたします。

納期	国 税		住 民 税		県民税	市町村民税
	所得税	消費税	普通徴収分 (個人事業主等)	特別徴収分 (会社員の方)	事業税	固定資産税
(28年) 3月	(確定申告分) 納付書 3/15 口座振替 4/20	(確定申告分) 納付書 3/31 口座振替 4/25		28年5月までの給与からの徴収税額は、27年度の特別徴収税額の通知書に基づく金額		
4月						(第1期分) 4/30
5月						
6月			(第1期分) 6/30	当月分を給与から徴収し翌月10日に納付		
7月	(第1期分) 前年の1/3の金額 7/31			当月分を給与から徴収し翌月10日に納付		(第2期分) 7/31
8月		(中間申告分) 前年の1/2の金額 8/31	(第2期分) 8/31	当月分を給与から徴収し翌月10日に納付	(第1期分) 8/31	
9月				当月分を給与から徴収し翌月10日に納付		
10月			(第3期分) 10/31	当月分を給与から徴収し翌月10日に納付		
11月	(第2期分) 前年の1/3の金額 11/30			当月分を給与から徴収し翌月10日に納付	(第2期分) 11/30	
12月				当月分を給与から徴収し翌月10日に納付		
(29年) 1月			(第4期分) 1/31	当月分を給与から徴収し翌月10日に納付		(第3期分) 1/4
2月				当月分を給与から徴収し翌月10日に納付		(第4期分) 2/28
3月				当月分を給与から徴収し翌月10日に納付		
4月				当月分を給与から徴収し翌月10日に納付		
5月				当月分を給与から徴収し翌月10日に納付		